

## Client Alert

15 January 2026

### 個人情報保護委員会：グローバル CBPR 認証による個人データの海外移転を認めるガイドライン改正

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



高瀬 健作  
パートナー  
+81 3 6271 9752  
[Kensaku.Takase  
@bakermckenzie.com](mailto:Kensaku.Takase@bakermckenzie.com)



達野 大輔  
パートナー  
+81 3 6271 9479  
[Daisuke.Tatsuno  
@bakermckenzie.com](mailto:Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com)



岡田 次弘  
パートナー  
+81 3 6271 9541  
[Tsugihiro.Okada  
@bakermckenzie.com](mailto:Tsugihiro.Okada@bakermckenzie.com)

2025年12月12日、日本の個人情報保護の規制当局である個人情報保護委員会が、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示」（以下、「改正ガイドライン」）を発表した。改正ガイドラインは、2025年6月に運用を開始したグローバル CBPR システムの認証を取得している事業者に対する個人データの海外移転について、個人情報保護法が定める要件を満たすものとして扱うことを認めるものであり、特に国際的なデータ移転を多く行う企業にとって、国際移転を効率化するための新たな選択肢を提供するものといえる。

#### 国際移転の要件

個人情報保護法の下で事業者が個人情報を海外に移転する場合には、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。

##### ① 本人の同意があること

事業者が、国際移転に伴う本人の同意を得る場合には、(i)移転する外国、(ii)当該外国における個人情報保護制度に関する情報、及び(iii)移転先が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報を、書面ないし電磁的記録の提供等により予め本人に情報提供する必要がある。

##### ② 日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する外国への移転であること

個人情報保護委員会は、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する外国として、EU 各国と 3 か国を加えた欧州経済領域（EEA）協定に規定された国と、英国を定めている。

##### ③ 個人情報保護法により求められる相当措置を継続的に講ずるために必要な基準に適合している体制を整備している外国の事業者等への移転であること

国際移転は、適切な措置を継続的に実施するための基準を満たす体制を整備した海外事業者に対して行うことができ、これは、適切なデータ移転契約の締結、又は受領者の個人情報保護体制に関する国際的枠組みに基づく認証によって実現可能である。

従来のガイドラインでは、国際的枠組みとして APEC CBPR システムが示されていたが、改正ガイドラインは新たに Global CBPR システムがこの国際的枠組みとして認められることを明確にした。



中野 紗子  
アソシエイト  
+81 3 6271 9879  
[Ayako.Nakano  
@bakermckenzie.com](mailto:Ayako.Nakano@bakermckenzie.com)

## 現在のグローバル CBPR システム

グローバル CBPR システムは、2025 年 6 月 2 日に運用が開始された。現在の参加国及び地域は、日本、韓国、米国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、フィリピン、シンガポール、台湾、英国、バミューダ、モーリシャス、ドバイ国際金融センターの 13 の国と地域に及ぶ。

現在、日本でグローバル CBPR システム認証を取得している企業は 4 社にとどまるが、世界的に見れば、米国、シンガポール、韓国、台湾企業等、グローバル企業を含む 114 社が認証を取得している。

## グローバル CBPR システムに基づく個人データの国際移転

個人データの国際移転のためにグローバル CBPR システムを利用するメリットが特にあると思われるのは、提供先の外国にある第三者がグローバル CBPR システムに基づく認証を取得している場合である。

個人情報保護法に基づく個人データの国際移転に関する要件を満たす方法は、適切なデータ移転契約の締結等、前項に記載するように複数の手法があり、事業者は自身にとって最も効率的と思われる手法を選択することで円滑なデータ移転を実現することができる。グローバル CBPR システムの認証の取得が新たな手段の一つとして追加されたことから、特に国際的なデータ移転を多く行う企業にとって、より効率的に国際移転を行えるようになったといえる。